

○談合情報対応要領

工事等入札参加者指名委員会
平成14年10月1日施行
最終改正 平成30年2月20日施行

1 談合情報の確認

入札に付そうとする契約に関し、談合情報があった場合、当該情報の内容を確認するとともに、提供者の身元、氏名等を確認し、直ちに別記第1号様式の談合情報報告書により岩見沢市工事等入札参加者指名委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。

なお、情報提供者が報道機関である場合は、情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

委員会は、明らかに信憑性がないと認められるものを除き、談合の事実について審議するものとする。

2 一般的原則

(1) 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、速やかに委員会を招集して当該談合情報の信憑性を検討し、調査の必要があると判断されるときは、直ちに複数の職員（以下「事情聴取者」という。）をして、入札に参加しようとする者全員に対し事情聴取を行い、事実の確認を行わせるものとする。この場合、事情聴取者には、責任のある職位にある者（課長相当職以上の者）を充てるものとする。

(2) 委員長は、(1)の事情聴取を行う場合、必要に応じ、弁護士に立会いを要請するものとする。

(3) (1)の調査の要否の判断に当たり、次のいずれかに該当する場合は、調査を行うものとする。

ア 情報提供者の氏名・連絡先及び対象工事名・落札予定者が明らかなもの

イ 情報提供者が匿名の場合にあっては、対象工事名及び落札予定者が特定で

き、かつ、次のいずれかの事項を2つ以上含むもの

- ① 落札予定金額
- ② 談合に関与したとされる業者名
- ③ 談合が行われた日時及び場所
- ④ 談合の方法

ウ 談合の具体的な物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたもの

エ 談合に参加した当事者以外は知り得ないと思われる内容を含むもの

- (4) 事情聴取者は、事情聴取を終了したときは、直ちに別記第2号様式の事情聴取書により委員長に報告するものとする。
- (5) (4)により報告を受けた委員長は、速やかに委員会を招集し、事情聴取の内容について検討し、談合の事実が認められるか否か審議し、その結果を市長に報告するものとする。
- (6) 委員長は、(5)の審議を行うにあたり、必要に応じ、岩見沢市入札等監視委員会に意見を求めるものとする。

3 入札執行前に談合情報を入手した場合の手続き

- (1) 談合事実の確認に日数を要するときは、必要に応じ入札執行日を延期させた上で行うものとする。
- (2) 談合の事実があったと認められる証拠を得たとき又は明らかに談合の疑いが強いと認められたときは、入札の執行を取り止めるものとする。
- (3) 談合の事実があったと認められないときは、入札に参加しようとする者全員から誓約書(別記第3号様式)を提出させた上で、入札を執行するものとする。

4 入札執行後に談合情報を入手した場合の手続き

- (1) 入札執行後、契約締結前に談合情報を入手した場合

ア 2の(1)の調査の要否の判断に当り、次の要件に該当する場合は、調査を行うものとする。

(ア) 談合の具体的な物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたもの

(イ) 談合に参加した当事者以外は知り得ないと思われる内容を含むもの

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、岩見沢市契約規則第12条に定める無効入札の条件(入札に関し不正の行為があった者のした入札)を適用し、入札を無効とするものとする。

ウ 談合の事実があったと認められないときは、入札に参加した者全員から誓約書(別記第3号様式)を提出させた上で、契約を締結するものとする。

(2) 契約締結後に談合情報を受理した場合

ア 2の(1)の調査の要否の判断に当り、次の要件に該当する場合は、調査を行うものとする。

(ア) 談合の具体的な物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたもの

(イ) 談合に参加した当事者以外は知り得ないと思われる内容を含むもの

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約の履行状況を考慮した上で、契約を解除するかどうか判断するものとする。

5 調査不要と判断した場合の手続き

(1) 2の(1)により談合情報の信憑性を検討した結果、調査不要と判断し、入札を執行した場合であっても、その開札結果が談合情報と完全に一致又は著しく類似していると認められる場合は、2の(1)の調査を行うものとし、2の(2)および(4)から(6)により対応する。

(2) (1)の談合事実の確認は、落札を保留とした上で行うものとする。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得たとき又は明らかに談合の疑いが強いと認められたときは、岩見沢市契約規則第12条に定める無効入札の条件(入札に関し不正の行為があった者のした入札)を適用し、入札を無効とするものとする。

(4) 談合の事実があったと認められないときは、入札に参加した者全員から誓約書(別記第3号様式)を提出させた上で、落札者を決定するものとする。

6 公正取引委員会への通報等

- (1) 談合情報の報告を受けたときは、明らかに信憑性がないものを除き、速やかに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (2) 前号の通報は、おおむね次の事項を書面又は電話等により行うものとする。
 - ア 契約業務名
 - イ 指名業者名(又は入札参加者名)
 - ウ 入札執行(予定)日時
 - エ 落札者
 - オ 情報提供者
 - カ 指名業者(又は入札参加者)と情報提供者との関係
 - キ 情報提供者の情報入手経路、日時その他情報の内容

7 その他

- (1) 市長は、業者への指名通知等に当たり、原則として、次の事項を併せて通知するものとする。
 - ア 談合情報があった場合、入札の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び積算の内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがあること。
 - イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取り止め又は入札を無効とすることがあること。
 - ウ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあること。
 - エ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、賠償金として請負金額の10分の2に相当する額を請求することがあること。
- (2) 随意契約(見積合わせを行う場合に限る。)において談合情報があった場合は、競争入札の手續に準じて取り扱うことができるものとする。

別記第1号様式

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日() 時 分
工 事 名	
入札(予定)日	年 月 日() 時 分
情報提供者	・ 報道機関 ・ その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・ 電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

別記第2号様式

事情聴取書

工 事 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。</p> <p>3 あつたとすれば、どのような内容の打合わせ、または話合いでしたか。</p>	

別記第3号様式

誓約書

年 月 日

岩見沢市長 様

会社名

代表者名

印

今般の〇〇〇〇〇〇〇〇工事の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令規則を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

談合情報への対応フロー

